

旧第2号様式(～2016.4.2)

建築物の（設置，増築，改築）届

平成 年 月 日

ふじ会地区建築協定
運営委員会委員長

殿

住所 藤沢市大庭

氏名 ⑩

次の通り（設置，増築，改築）をいたしますので，建築協定運営委員会細則第2条の規定により届けます。

記

建築主	住所
	氏名 ⑩ TEL
建築場所	藤沢市大庭
遵守事項	(1)敷地の最少面積を165㎡とする。 (2)敷地の地盤高変更の禁止 (3)共同住宅・寄宿舍の禁止 (4)建物の階数は，地階を除き2以下とする。 (5)外壁の後退距離は，敷地境界線より1.0m以上とする。 <緩和事項> ★道路の隅切部分の道路境界線は，隅切りがないものとみなす。 ★壁面を有しない車庫等，及び地盤面より40cmを越えない建築物の部分については，この規定の適用外。 ★床面積に算定されない出窓の外壁は，その長さの合計が3.0m未滿までは，この規定の適用外。 (6)敷地境界の塀は，生け垣または透視可能な柵とする。 (7)敷地の周囲の空き地は，植栽等緑化に努める。 (8)建物の形態，色彩等の意匠は，良好な住環境の形成に留意する。